

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の 一部改正等について

平成 25 年 12 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 7 月 30 日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を受け、公社債分科会のもとに「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」を設置し、売買参考統計値の信頼性の向上のための対応策について検討を行い、平成 25 年 9 月 2 日、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」を取りまとめたところである^(注)。

今般、この報告書で示された見直し案に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正並びに「売買参考統計値に関する取扱いについて」（ガイドライン）の制定を行うこととする。

(注) 報告書は、平成25年9月3日から同年9月17日までの間、パブリック・コメントを募集した。報告書の内容及びパブリック・コメントの結果については、本協会ホームページ(http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/20131101_publiccomment_kekka.pdf)を参照。

2. 改正の骨子

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

- ① 指定報告協会員による気配の報告時限について、社債、特定社債及び円貨建外債（以下、「社債等」という。）以外のものは当日の午後 4 時 30 分とし、社債等は当日の午後 5 時 45 分とする。（規則第 7 条第 1 項）
- ② 指定報告協会員は、本協会に報告する気配の水準について他の指定報告協会員との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為をしてはならないこととする。（規則第 9 条第 2 項）
- ③ 売買参考統計値に関する取扱いについては、この規則の定めによるほか、本協会が別に定めるところによるものとする。（規則第 22 条）
- ④ 規則第 22 条の新設に伴い、「本協会が別に定める」旨の重複規定を削除する。（細則第 3 条第 3 項及び第 4 条第 3 項）

(2)「売買参考統計値に関する取扱いについて」(ガイドライン)の制定について

- ① 現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」に規定されている指定報告協会の指定に係る事項のうち、指定報告協会の指定基準を次の(イ)及び(ロ)のとおりに変更し、その他の事項と合せて、新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込む。(3. 指定報告協会の指定、別紙1)
 - (イ) 会員の参入基準及び維持基準に、「社債等の気配の報告を行う指定報告協会にあっては、社債等の売買高ランキング 20 位以内に位置していること」を追加する。また、社債等の売買高ランキングを満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができることとする。
 - (ロ) 特別会員の参入基準に、「登録金融機関業務として売買を行うことができる有価証券に限り気配の報告を行うこと」を追加する。
- ② 指定報告協会からの報告内容等を定める。(4. 指定報告協会からの気配の報告)
- ③ 本協会において、日々の報告気配値のチェック及び指定報告協会の報告態勢のチェック等を行うこととする。(5. 本協会における管理)
- ④ 社債等以外は、報告気配値を上下カットしたうえで平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。社債等は、報告気配値を上下カットせず、全ての報告気配値により平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。(6. 売買参考統計値の算出方法)
- ⑤ 売買参考統計値の発表内容及び発表方法を定める。(7. 売買参考統計値の発表内容、8. 売買参考統計値の発表方法等)
- ⑥ 売買参考統計値について、社債等以外は当日の午後 5 時 30 分を目途に、社債等は当日の午後 6 時 30 分を目途に公表する。(9. 売買参考統計値の発表時間)
- ⑦ 現行ガイドライン「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」に規定されている事項を新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込む。(10. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い、11. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い、別紙4)
- ⑧ 本協会は、報告気配値の適正化に資する情報の収集を行うことを目的として専用の電子メール窓口を設け、広く市場参加者等から売買参考統計値に関する意見を受け付ける。(12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口)
- ⑨ 改正後の規則第 7 条第 1 項に規定する「社債、特定社債及び円貨建外債」を指定する。(別紙3)

（３）現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」及び「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」の廃止について

上記（２）①及び⑦のとおり、現行ガイドラインに規定されている事項については、新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込まれることから、現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」及び「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」を廃止する。

３．施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する^{（注）}。ただし、規則第９条第１項から第３項までの改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（注）施行の時期について、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」においては、「見直し後の制度の実施時期については、平成 27 年のできるだけ早い時期の実施に向け、必要とされる検討を進めることとしたい。」としている。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(指定報告協会員による気配の報告方法等) 第 7 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、次の各号に掲げる<u>区分に応じ、原則として当該各号に定める時刻までに</u>、本協会に報告する。 1 <u>社債、特定社債及び円貨建外債（売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債又は円貨建外債として指定するものをいう。以下同じ。）以外のもの</u> <u>当日の午後 4 時 30 分</u> 2 <u>社債、特定社債及び円貨建外債</u> <u>当日の午後 5 時 45 分</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (指定報告協会員の遵守事項等) 第 9 条 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては第 7 条第 1 項に規定する報告時限を厳守し、適正な気配の報告を<u>行わなければならない。</u> 2 <u>指定報告協会員は、本協会に報告する気配の水準について他の指定報告協会員との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為をしてはならない。</u> 3 <u>前 2 項の規定に違反して、報告時限を遵守せず若しくは適正な気配の報告を怠り、又は気配の適正性及び公正性を損なう行為をした協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる。</u>	(指定報告協会員による気配の報告方法等) 第 7 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、原則として<u>当日の午後 4 時 30 分までに</u>、本協会に報告する。 2 (省 略) 3 (省 略) (指定報告協会員の遵守事項等) 第 9 条 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては第 7 条第 1 項に規定する報告時限を厳守し、適正な気配の報告を<u>行うものとする。</u> (新 設) 2 <u>前項の規定に違反して、報告時限を遵守せず、又は適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる。</u>

新	旧
<u>(売買参考統計値の取扱い)</u> 第 22 条 <u>売買参考統計値の発表及び算出の方法、指定報告協会員による気配の報告方法、その他の売買参考統計値に関する取扱いについては、この規則の定めによるほか、本協会が別に定めるところによるものとする。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項から第 3 項までの改正は、平成26年 1 月 1 日から施行する。	(新 設)

以 上

『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』の

一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前 2 既発行銘柄 前月 20 日（当日が休業日の場合は、その前営業日） 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 5 社以上ある銘柄とする。 (削 る) <u>3 前 2 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。</u> (選定銘柄の除外等) 第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月 20 日（当日が休業日の場合は、その前営業日）までに行うものとする。 2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会員の数は、第 2 条に定める数とする。 (削 る) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前 2 既発行銘柄 前月 20 日（当日が休業日の場合は、その前営業日） 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 5 社以上ある銘柄とする。 <u>3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、本協会の定めるところによるものとする。</u> <u>4 前 3 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。</u> (選定銘柄の除外等) 第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月 20 日（当日が休業日の場合は、その前営業日）までに行うものとする。 2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会員の数は、第 2 条に定める数とする。 <u>3 規則第 6 条第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、本協会の定めるところによるものとする。</u>

以 上

売買参考統計値に関する取扱いについて

平成 25 年 12 月 17 日制定

日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 22 条の規定に基づき、売買参考統計値の発表及び算出の方法、指定報告協会員による気配の報告方法、その他の売買参考統計値の取扱いに関し必要な事項を定める。

2. 用語の定義

この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 売買参考統計値 規則第 3 条第 1 項に基づき、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、指定報告協会員からの報告に基づき本協会が発表する値（平均値、中央値、最高値、最低値）をいう。
- ② 選定銘柄 規則第 3 条第 2 項に規定する選定銘柄をいい、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、規則第 5 条第 2 項に基づき選定された銘柄をいう。
- ③ 気配 当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる売り気配と買い気配の仲値をいう。
- ④ 指定報告協会員 規則第 3 条第 1 項に規定する指定報告協会員をいい、選定銘柄について本協会に気配を報告する者として本協会が指定する協会員をいう。
- ⑤ 報告気配値 本協会が指定報告協会員から報告を受けた気配をいう。
- ⑥ 入札前国債 国債の入札前取引において対象とする国債をいう。

3. 指定報告協会員の指定

（1）指定報告協会員の基準等

本協会は、規則第 8 条第 1 項に基づき、指定報告協会員になろうとする協会員（以下「申出協会員」という。）について、同項各号に掲げる指定基準（次の①から④の指定基準）につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。

- ① 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること
- ② 公社債店頭売買業務等に精通していること
- ③ 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること
- ④ その他本協会が定める事項

(2) 具体的な判定基準等

規則第8条第1項各号の要件を満たすか否かの判断基準は、次のとおりとする。

- ① 売買参考統計値発表制度（以下「本制度」という。）の趣旨は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するために行うものであり、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的としている。したがって、申出協会員が指定報告協会員になることにより、本制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことが条件となる。
- ② 各指定報告協会員における気配値の算出に当たり、「本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない」ことから、その前提となる店頭売買業務等について精通していることが条件となる。

「店頭売買業務等について精通している」と認める基準としては、次に掲げる要件を満たすことが条件となる。

 - イ. 公社債店頭売買高について、別紙1の別表第一に掲げる「1. 参入基準」を満たすこと。
 - ロ. 既に指定を受けている指定報告協会員については、別紙1の別表第一に掲げる「2. 維持基準」を満たすこと。
 - ハ. 維持基準を満たさないこととなった指定報告協会員については、別紙1の別表第二に掲げる猶予期間までに維持基準を満たすこと。
- ③ 「気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成」としては、適正な気配を、規則第7条第1項に規定する報告時限までに本協会に報告できる組織体制、人員構成を有することが条件となる。

規則第20条第1項において、「指定報告協会員は、報告責任者1名及び報告担当者2名を定め、本協会に届け出るものとする。」と規定しているが、報告責任者については公社債ディーリング関連部署等において3年以上の業務経験のある者が望ましい。

- ④ 上記内容以外の事項を審査するために、必要に応じて、申出協会員の業務内容等を把握するための資料等を徴求することがある。

(3) 審査手続

申出協会員は、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」第5条の規定に基づき、申請書及び同条各号に掲げる事項（次の①から⑥に掲げる事項）の内容を記した添付書類（以下「申請書等」という。）を本協会に提出しなければならない。申請書等の記載事項については、別紙2の様式に定めるところによる。

本協会は、申出協会員から提出された申請書等に基づき審査を行い、同申請書等を受理した日から起算して1か月以内に、その結果について当該申出協会員に対して通知することとする。また、当該申出協会員が指定を受けられなかった場合において、当該申出協会員からその理由等について問い合わせがあれば回答することとする。

- ① 報告銘柄の選定基準
- ② 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順
- ③ 本協会への報告手順
- ④ 報告銘柄の気配値の社内監視体制
- ⑤ 危機管理体制
- ⑥ 規則第 19 条第 2 項に規定する社内規程

(4) 指定の取消

本協会は、指定報告協会員が指定基準を満たさないこととなった場合には、規則第 8 条第 2 項に基づき、当該協会員の指定を取り消すものとする。

(5) 指定報告協会員の数の制限等

指定報告協会員の対象は、公社債ディーリング業務等を行う証券会社及び登録金融機関を対象とし、ブローカーズ・ブローカー及び短資会社は対象から除外する。

また、指定報告協会員数の上限は、当分の間、50 社とする。なお、上限となった場合には、新規の指定は行わないこととする。

4. 指定報告協会員からの気配の報告

(1) 報告内容

指定報告協会員は、規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、選定銘柄のうち規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った銘柄について、気配を本協会に報告する。

指定報告協会員が報告する気配は、単利報告銘柄は単利利回り（0.001%刻み）、複利報告銘柄は複利利回り（0.001%刻み）、単価報告銘柄は単価（0.01 円刻み）、スプレッド α 報告銘柄は基準金利に対するスプレッド（0.01%刻み）とする。

【単利報告銘柄】

債券の種類	銘柄種別 (コード)
国庫短期証券	0 1
利付国債	0 2
割引国債(残存 1 年未満)	0 3
割引国債(分離元本振替国債) (残存 6 か月未満)	0 3
割引国債(分離利息振替国債) (残存 6 か月未満)	0 3
地方債	1 0
政府保証債	2 0
財投機関債等	2 2
利付金融債	3 1

【複利報告銘柄】

債券の種類	銘柄種別 (コード)
利付国債(入札前国債)	0 2
物価連動国債(入札前国債)	0 2
割引国債(残存 1 年以上)	0 3
割引国債(分離元本振替国債) (残存 6 か月以上)	0 3
割引国債(分離利息振替国債) (残存 6 か月以上)	0 3
円貨建外債(利払が年 1 回)	4 4

【単価報告銘柄】

変動利付国債	0 5
--------	-----

割引金融債	3 2
社債	4 0
特定社債	4 3
円貨建外債(利払が年2回)	4 4

【スプレッドα報告銘柄】

変動利付国債等(入札前国債)	0 5
----------------	-----

物価連動国債	0 5
変動利付地方債等	1 5
変動利付政府保証債等	2 5
変動利付財投機関債等	2 7
変動利付金融債等	3 5
変動利付社債等	6 0
変動利付特定社債等	6 3
変動利付円貨建外債等	6 6

(2) 報告時限

指定報告協会員は、規則第7条第1項の規定に基づき、原則として、次に定める報告時限までに気配を報告する。

なお、報告時限までに適正な気配の報告を行うことが困難である場合には、次に定める報告時限までに本協会に報告のうえ、遅滞なく所定の様式を届け出ることにより、当該銘柄の報告を行わないことができる。

- ① 社債等(別紙3に規定する社債、特定社債及び円建外債をいう。以下同じ。)以外の
の公社債 当日の午後4時30分
- ② 社債等 当日の午後5時45分

5. 本協会における管理

(1) 日々の報告気配値のチェック

本協会は、報告気配値に適正ではない値が含まれていないかについて、以下のとおり、毎営業日、チェック等を行うものとする。

- ① 本協会は、以下のイ.～ハ.のいずれかに該当する銘柄を抽出し、当該銘柄の気配値報告を行っている全ての指定報告協会員に対し、該当事実を連絡したうえで、自社の報告気配値が適正なものとなっているかを確認するよう求める。ただし、以下のロ.については、協会員が規則に基づき取引価格の報告を行うものに限ることとする。

イ. 指定報告協会員の報告気配値の平均値から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄

ロ. 取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値(報告気配値が利回りの場合は当該利回りから算出した単価)がある銘柄

ハ. 下記「12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口」の売買参考統計値に係る意見等受付窓口に、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある旨の情報が寄せられた銘柄、その他の報告気配値の適正化に資する情報が寄せられた銘柄のうち本協会が必要と認めたもの

- ② 指定報告協会員は、上記イ.～ハ.のいずれかに該当する事実が認められ、本協会から確認の連絡があった銘柄については、原則として当日中に自社の報告気配値につ

いて確認を行い、本協会に確認報告を行うものとする。ただし、該当銘柄が多数である等のやむを得ない事由により、当日中に全ての報告気配値の確認を行うことが困難である場合には、可能な限り当日中の確認及び確認報告を行い、当日中に確認できなかったものについては、翌営業日以降、本協会からの連絡内容を踏まえたうえで報告気配値の算出を行うものとする。

- ③ 上記イ．～ハ．のいずれかに該当するか否かにかかわらず、異常値であると本協会が判断した報告気配値（例えば、桁違い、ゼロなどの報告気配値）については、当該気配値を報告した指定報告協会員に対して報告気配値の修正を求める。
- ④ 指定報告協会員における確認状況を検証し、確認態勢の不備が認められた場合には、本協会は、必要に応じ、当該指定報告協会員に対する指導を行う。

（２）指定報告協会員の報告態勢のチェック

本協会は、指定報告協会員において市場実勢に合った報告気配値の見直しが適正に行われていない状況が継続していないか等、指定報告協会員における報告態勢に問題が生じていないかについてチェックするものとする。本協会における具体的な報告態勢のチェック方法は、以下のとおりとする。

- ① 上記「（１）日々の報告気配値チェック」により、本協会が確認等の連絡を行った銘柄について、指定報告協会員各社の報告気配値の状況及びマーケットの状況等に鑑みて、市場実勢に合った報告気配値の報告が行われていないと疑われる状況が継続している場合、本協会は、当該銘柄に関する「管理レポート」を作成して当該指定報告協会員に対してフィードバックを行うとともに、必要に応じ、当該指定報告協会員に説明を求める等の措置を講じる。
- ② 上記①の結果、報告態勢の不備が認められる場合、本協会は、必要に応じ、当該指定報告協会員に対して是正を求める。

（３）適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置

上記「（１）日々の報告気配値チェック」及び「（２）指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認められない等、指定報告協会員として不適当である状況が認められる場合、本協会は、必要に応じ、規則第９条第２項の規定に基づき、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じる。

６．売買参考統計値の算出方法

（１）社債等以外の公社債の算出方法

社債等以外の公社債については、下表に基づき、報告気配値の上下一定社数を除外（上下カット）したうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。

報告会社数	上下カット数
34～40	6 社ずつカット
27～33	5 社ずつカット
21～26	4 社ずつカット
15～20	3 社ずつカット
10～14	2 社ずつカット
5 ～ 9	1 社ずつカット

（２）社債等の算出方法

社債等については、報告気配値を上下カットせず、すべての報告気配値により、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。

7. 売買参考統計値の発表内容

本協会は、毎営業日、売買参考統計値を発表する。

売買参考統計値の発表事項は次に掲げるものとする。ただし、営業日ごとの報告気配値の数が5に満たないこととなった銘柄については、当該営業日（翌営業日付け発表分）の売買参考統計値の発表は行わないこととする（次の①から⑤及び⑩の事項のみ発表する。）。

- ① 銘柄種別 上記「4. 指定報告協会からの気配の報告（1）報告内容」に掲げる表のとおり、債券の種類別に本協会が付番するコードとする。
- ② 銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。
- ③ 銘柄名
- ④ 償還期日
- ⑤ 利率
- ⑥ 平均値 報告気配値（社債等以外の公社債については、上記「6. 売買参考統計値の算出方法（1）社債等以外の公社債の算出方法」に定めるとおり上下カットを行った後の報告気配値をいう。以下⑦、⑧、⑨及び⑩において同じ。）の算術平均とする。単価（円）、前日比（銭）、複利利回り（％）、単利利回り（％）の4項目を発表する。ただし、下表に掲げる債券については、下表に定める項目を発表する。以下⑦、⑧及び⑨において同じ。
- ⑦ 中央値 報告気配値を大きい順又は小さい順に並べた場合に、その中央に位置する値とする。報告気配値が偶数個の場合は真中の2つの平均値とする。
- ⑧ 最高値 報告気配値の最高値とする。なお、最高値は単価ベースとするため、最高値として発表される単利利回りと複利利回りは最も低い値となる。

- ⑨ 最低値 報告気配値の最低値とする。なお、最低値は単価ベースとするため、最低値として発表される単利利回りと複利利回りは最も高い値となる。
- ⑩ 報告社数 各銘柄について気配値を報告する指定報告協会員の数(社債等以外の公社債については、上記「 6. 売買参考統計値の算出方法(1) 社債等以外の公社債の算出方法」に定める上下カットを行う前の数)とする。
- ⑪ 乖離 報告気配値の最高値と最低値の差(絶対値)が一定水準(0.5%)以上に広がった銘柄(単価報告銘柄を除く。)について、注意喚起のための記号を付すこととする。

債券の種類	発表値の種類
利付債(変動利付又は分割償還等)	単価
固定利付国債(入札前国債)	複利利回り
物価連動国債(入札前国債)	複利利回り
変動利付国債(入札前国債)	基準金利に対するスプレッド
国庫短期証券	単利利回り、単価
割引国債(残存1年未満)	単利利回り、単価
割引国債(分離元本振替国債) (残存6か月未満)	単利利回り、単価
割引国債(分離利息振替国債) (残存6か月未満)	単利利回り、単価
割引金融債	単利利回り、単価
割引国債(残存1年以上)	複利利回り、単価
割引国債(分離元本振替国債) (残存6か月以上)	複利利回り、単価
割引国債(分離利息振替国債) (残存6か月以上)	複利利回り、単価
円貨建外債(年1回利払)	複利利回り、単価

8. 売買参考統計値の発表方法等

(1) 発表日付

売買参考統計値は、当日の午後3時00分における気配に基づいて作成・発表するが、翌営業日の公社債の店頭売買を行う際の参考となるものであるため、発表日付は翌営業日の日付とする。

(2) 発表方法

売買参考統計値は、本協会ホームページ上で発表する。データ形式はCSV、EX

C E L、P D F の 3 種類とする。

(3) 格付マトリクス表の発表

本協会は、格付及び社債の残存年数ごとに複利利回り等のマトリクス表を格付会社別に作成した「格付マトリクス表」を参考情報として本協会ホームページ上で発表する。

【格付マトリクス表のデータレイアウト】

発表 日付	格付会社 コード	格付 会社名	残存年	OCCURS10				
				格 付 記 号	複利	標準 偏差	銘柄数	報 告 デ ータ数

格付会社・・・株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所（2社）

複利利回り・・・報告気配値に基づき算出された複利利回りの算術平均

標準偏差・・・報告された気配に基づき算出された複利利回りの標準偏差

銘柄数・・・格付・残存年数毎に区分した際の該当銘柄数

報告データ数・・・該当銘柄を報告している指定報告協会員数

9. 売買参考統計値の発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、次に掲げる区分に応じ、次に定める時刻を目途に、売買参考統計値を発表する。

- ① 社債等以外の公社債 当日の午後 5 時30分
- ② 社債等 当日の午後 6 時30分

10. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い

選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日の取扱いは、次のとおりとする。（別紙 4 参照）

(1) 新規発行銘柄

- ① 入札前国債
入札アナウンスメント日の翌営業日とする。
- ② 国債
イ. 分離元本振替国債及び分離利息振替国債
分離適格振替国債の発行日の翌営業日とする。
ロ. その他の銘柄
入札日の翌営業日とする。
- ③ 地方債
発行日の翌営業日とする。

- ④ 政府保証債
発行日の翌営業日とする。
- ⑤ 財投機関債等
発行日の翌営業日とする。
- ⑥ 金融債
 - イ. 利付債
発行日の翌営業日とする。
 - ロ. 割引債
売出期間の最終日の翌営業日とする。
- ⑦ 社債
発行日の翌営業日とする。
- ⑧ 特定社債
発行日の翌営業日とする。
- ⑨ 円貨建外債
発行日の翌営業日とする。

(2) 既発行銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が、細則第3条第2項に規定する社数（5社）以上となる届出が提出された月の翌月の第1営業日とする。

11. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い

選定銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、次のとおりとする。（別紙4参照）

- (1) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第3条第2項に規定する社数（5社）以上存在する銘柄
 - ① 入札前国債
入札日までとする。
 - ② 国債
 - イ. 国庫短期証券等
償還日の6営業日前の日までとする。
 - ロ. その他の国債
償還日の4営業日前の日までとする。
 - ③ 国債以外の銘柄
 - イ. 割引金融債のうち前半債
次月発行銘柄（前半債）の売出期間の最終日までとする。
 - ロ. その他の債券
原則として、償還月の前々月の最終営業日までとする。

- (2) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第4条第2項に規定する社数(5社)に満たないこととなる銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が5社に満たないこととなる届出が提出された月の最終営業日までとする。

12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口

本協会は、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある銘柄に関する情報、その他の報告気配値の適正化に資する情報の収集を行うことを目的として専用の電子メール窓口を設け、広く市場関係者等から売買参考統計値に関する意見等を受け付ける。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第8条第1項第2号に係る基準について

別表第一

○ 売買高基準

項目	会員	特別会員
1. 参入基準	公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。）における売買高ランキングにより判断する。 ①申請の日の前々月から過去2年間の総売買高（現先取引を含む。以下同じ。）ランキング50位以内（証券会社のみ。ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。以下同じ。）に位置していること。 ②上記①を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の総売買高ランキング50位以内に位置していること。 ③社債等（社債、特定社債及び円貨建外債をいう。以下同じ。）の気配の報告を行う指定報告協会員にあっては、上記①又は②を満たしていることに加えて、以下の基準を満たしていること。 （ア）申請の日の前々月から過去2年間の社債等の売買高（現先取引を含む。以下同じ。）ランキング20位以内（ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。以下同じ。）に位置していること。 （イ）上記（ア）を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の社債等の売買高ランキング20位以内に位置していること。	公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。）における売買高ランキングにより判断する。 ①推計公社債売買高（※）をもとに、左記①の証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。 ②上記①を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の総売買高（現先取引を含む。）証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。 ③登録金融機関業務として売買を行うことができる有価証券に限り、気配の報告を行うこと。 （注） ・推計公社債売買高は、以下の式により算出する。 $\text{推計公社債売買高} = (A \div B) \times X$ $A = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公社債売買高（全社計）}$ $B = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公共債売買高（全社計）}$ $X = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公共債売買高（自社計）}$ ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 ・新規参入登録金融機関（営業開始から2年を経過していない会社）につ

項目	会員	特別会員
	(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) を満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができるものとする。 (注) ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 ・新規参入証券会社（営業開始から2年を経過していない会社）については、申請の日の前々月から過去1年間の総売買高ランキング及び社債等の売買高ランキングにより判断することができる。	いては、申請の日の前々月から過去1年間の総売買高ランキングにより判断することができる。
2. 維持基準	毎年6月に、公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別を除く。）における売買高により判断する。 ①前年度分の総売買高ランキング50位以内に位置していること。 ②社債等の気配の報告を行う指定報告協会員にあっては、上記①を満たしていることに加えて、以下の基準を満たしていること。 (ア) 前年度分の社債等の売買高ランキング20位以内に位置していること。 (イ) 上記 (ア) を満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができるものとする。 (注) ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。	毎年6月に、公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別を除く。）における売買高により判断する。 推計公社債売買高（※）をもとに、左記①の証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。 (注) ・推計公社債売買高は、以下の式により算出する。 $\text{推計公社債売買高} = (A \div B) \times X$ $A = \text{前年度の公社債売買高（全社計）}$ $B = \text{前年度の公共債売買高（全社計）}$ $X = \text{前年度の公共債売買高（自社計）}$ ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。

別表第二

○ 猶予期間

区分	猶予期間
1. 売買高基準	1. 指定報告協会員が別表第一の「2. 維持基準」を満たさないこととなった場合には、本協会は当該指定報告協会員に対して、維持基準の判定月の翌月の第1営業日から起算して1年間の猶予期間を与えることとする。

以 上

平成 年 月 日

日本証券業協会
会長 殿

協会の名称

印

代表者の氏名

印

指定申請書

当社は、貴協会の売買参考統計値発表制度の趣旨を十分理解し、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第8条に規定する「指定報告協会の基準等」の要件を満たす社内体制の確保及び日々適正な気配の報告を行うことが可能なことから、貴協会より指定報告協会の指定を受けることについて申請いたします。

以 上

平成 年 月 日

日 本 証 券 業 協 会

自主規制本部 公社債・金融商品部 御中

協会の名称

所属部署

報告責任者名

⑩

指定申請書添付書類

当社の報告銘柄の選定基準等について、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」第5条の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。なお、当社の指定申請書添付書類の内容について変更がある場合には、遅滞なく、貴協会に届け出ることいたします。

記

1. 報告銘柄の選定基準(細則第5条第1号)

報告銘柄の種別	選定基準の内容等	備考

2. 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順(細則第5条第2号)

時間	気配値作成手順	担当部署等

3. 日本証券業協会への報告手順(細則第5条第3号)

時間	報告手順	担当部署等

4. 報告銘柄の気配値の社内監視体制(細則第5条第4号)

項目	内容・頻度等	担当部署等

5. 危機管理体制(細則第5条第5号)

項目	対応方法等

6. 社内規程(細則第5条第6号)

規則第 19 条第2項に規定する当社の社内規程は、別紙1のとおり。

7. その他

(1) 組織図

当社の気配報告関係部署の組織図は、別紙2のとおり。

(2) 報告責任者及び担当者

規則第 20 条第1項に規定する当社の報告責任者及び報告担当者は、別紙3のとおり。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第7条第1項に規定する社債、特定社債、円貨建外債の指定について

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第7条第1項に基づき、売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債、円貨建外債として指定するものは、次のとおりとする。

① 社債

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第5号に掲げる社債券（年度ごとに財務省が発表する「財投機関債の発行予定」に掲げる機関が発行する社債券を除く。）、放送債、東京交通債、その他本協会が社債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該社債は、銘柄種別（コード）を「40（社債）」又は「60（変動利付社債等）」とする。

② 特定社債

金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券（資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券）、その他本協会が特定社債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該特定社債は、銘柄種別（コード）を「43（特定社債）」又は「63（変動利付特定社債等）」とする。

③ 円貨建外債

金商法第2条第1項第17号に掲げる外国又は外国の者の発行する証券又は証書で債券の性質を有するもの、その他本協会が円貨建外債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該円貨建外債は、銘柄種別を「44（円貨建外債）」又は「66（変動利付円貨建外債等）」とする。

以 上

選定銘柄に係る発表開始日及び最終発表日の取扱い一覧

種 類	発表開始日	最終発表日
入札前国債		
〔国庫短期証券等〕	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
〔利付国債(変動利付国債及び物価連動国債を含む。)]〕	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
国 債		
〔国庫短期証券等〕	入札日の翌営業日	償還日の6営業日前
〔利付国債(変動利付国債及び物価連動国債を含む。)]〕	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
〔分離元本振替国債〕	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
〔分離利息振替国債〕	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
地 方 債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
政府保証債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
財投機関債等		
〔財投機関債等〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
〔変動利付財投機関債等〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
金 融 債		
〔利付募集債〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
〔割引債(前半債)]〕	売出期間の最終日の翌営業日	次月発行銘柄の売出期間の最終日
社 債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
特定社債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
円貨建外債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
変動利付社債等		
〔変動利付社債等〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
〔変動利付特定社債等〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
〔変動利付円貨建外債等〕	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日